

第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画 パブリックコメントに対する意見と浜田市の考え方

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>計画を拝見したが、内容が乏しく具体性に欠ける。基本計画の為仕方ないと思うが、世界一無駄な橋や利用価値のない埋め立て地、ごく一部の利用しかない福井の道路。私の思い違いかもしれないが、利用されていない屋内鮮魚市場、さらには浜田市内に数少ない熱田の砂浜の埋め立て。これらのコストメリットは？</p> <p>浜田の発展を考えるのであれば「何をしたらどれだけよくなった」の報告があり、それに対して今後の「基本計画」があると思う。その部分を差し置いて基本計画の意見募集はありえないことだと思うのがいかがか。基本計画に「以前はどうだった、それに伴う今後の計画は」にしていきたい。</p>	<p>これまでの前期基本計画での取り組みにつきましては2頁「前期基本計画の振り返り」で全体的な取組経過については記載しています。</p> <p>また、施策方針別の状況については、計画の構成を「現状と課題」（これまでの状況）と「基本方針」（今後の方針）という流れで作成しています。（事務局）</p>
2	<p>企画を計画どおり進行させるためには人材育成が必要。浜田市職員の中にエキスパートと言える職員が少ない状態で、現在3年で変わっている職員の配置換えを6年とすることで業務の遂行や色々な処理等に対応可能となることが予想される。また、専門職が足りない場合は、全国から募集をかけて人材確保することも必要である。</p> <p>但し、所属年数を増やすことで不正が発生することも考慮した検査体制を構築する必要があるが、職員が生きがいを懐いて職種に挑んでいける環境づくりが必要である。それには、上下関係なく意見集約できるシステム作りが必要。</p>	<p>人材育成につきましては、高度化、複雑化する行政需要等に対応するため、職員個々が能力を発揮し、伸長することが必要であり、また、人事異動につきましては、適材適所を旨として、適正な人事配置を図り、人事の停滞による弊害を防ぎ、事業の推進を図ることとしている中、職員の育成につなげる観点からも実施しているものです。</p> <p>また、人材の確保につきましては、あらゆる任用形態を活用し、人材確保に努めてまいります。</p> <p>このような考え方のもと、人材育成及び人事異動等の人事施策を行っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（総務部）</p>
3	<p>「湾整備の推進による物流機能の強化について」関連し、浜田港長期構想として島根県が計画している中に「福井地区から長浜地区への接続強化」という項目について</p> <p>①現在の自然海岸に影響を与えないものなのか。 ②本当に必要なものなのか。 ③地元住民の安全を確保できるのか。 以上の点が疑問である。</p>	<p>①島根県では、影響が少なくなるよう一部の砂浜を残すなどに配慮して進められています。</p> <p>②③臨港道路福井長浜線は、浜田港の貨物輸送効率化に必要な道路であるとともに、2車線で歩道も整備されることから、県道浜田商港線の交通量減少と地域の交通安全が向上することを期待しています。（都市建設部）</p>

4	<p>水揚量増進のための地元外まき網船団入港奨励金の撤廃</p> <p>地元外まき網船団が水揚する港の選定は、</p> <p>①漁場から入港先への航続距離と燃料消費量及び入港時間</p> <p>②漁獲数量、漁獲魚種、混獲模様</p> <p>③予想セリ相場</p> <p>等を踏まえ、入港先を決める。</p> <p>地元外まき網漁船の船員や関係者に意見を求めたところ、入港促進を求めるなら</p> <p>①第7号市場利用改善策の早急な取組</p> <p>②浜田港入港時、船員たちの福利厚生のための無料入浴券や市内飲食店割引券等発行</p> <p>などの意見が聞かれた。</p> <p>本気で地元外まき網漁船団の入港促進を考察するなら、まき網漁業の漁獲から水揚、販売から出荷までの、浜田港の立地条件ならではの物流事情などを根本から学習し理解する必要がある。不必要な入港奨励金は撤廃し、今一度水揚げ増進策の構築を期待する。</p>	<p>地元外まき網漁船団の入港奨励金につきましては、本年3月の地元まき網漁船の海難事故を受け、水揚確保策として今年度に限り緊急的に実施するものです。</p> <p>この奨励金制度の実施にあわせて、地元外漁船の船員から様々な意見をお伺いしています。ご指摘の7号市場の利用改善や入港時の福利厚生面の環境改善につきましても現場の声として要望いただいております。</p> <p>そういった意見・要望を十分に参考とさせていただきます、どのような支援があれば浜田漁港に更に入港いただけるか検討し、施策に反映してまいりたいと考えています。(産業経済部)</p>
5	<p>夜間（緊急時）介護タクシーが運営できるよう助成していただきたい。市内には介護タクシー事業者が1ヶ所しかなく、日中のみでの運営で予約が取りにくい状態である。また、夕方から朝の間に状態が悪化し救急車を要請して受診した際、帰宅手段がなく、外来泊も出来ないため困っている。</p> <p>このことから介護に限定せず、タクシー会社全体で考えてほしい。</p>	<p>介護タクシー事業所につきましては、介護保険指定事業所1か所と、介護保険の指定を受けない事業所が1か所の2事業所でしたが、令和3年10月、新たに介護保険指定事業所が1か所参入され、事業所は合計3か所となり、より利用しやすくなるものと考えられます。</p> <p>夜間の緊急対応については、介護保険サービスの通院等乗降介助の対象外となります。タクシー利用については一般対応となりますので、タクシー業者に相談していただくこととなります。(健康福祉部)</p>
6	<p>障がい者福祉の充実で「共生する社会の実現」とあるが、具体的な支援事業や対策に関することがない。子育て支援のところでは障がい児への支援について記載を加えていただきたい。</p> <p>引きこもり対策も必要だと思う。事業・取組に加えていただきたい。</p>	<p>「共生する社会の実現」は、単一事業の実施では難しく、市全体で総合的な取組が必要と考えております。</p> <p>また併せて、市民の皆さんへの障がいに対する理解促進の働きかけや社会基盤整備等も必要であり、主要施策の1地域における障がい福祉サービスの充実、2障がいのある一人一人の自立を社会参加の促進、3共に生きるバリアフリー社会の実現それぞれに掲げる主な事業、取組を総合的に実施することで「共生する社会の実現」を目指してまいります。</p>

		<p>また、全ての子どもが健やかに成長し、発育できるように、また安心して子育てができるように支援を推進しています。その中でも、より支援を必要とする子どもや保護者に対しては、関係機関と連携し、個々の状況に沿った支援を行っています。具体的な事業計画については、「子ども・子育て支援事業計画」において策定し取り組んでいます。</p> <p>ご指摘のとおり「ひきこもり対策」への取り組みは重要と考え、計画の「4 心の健康づくりの推進」に記載いたします。</p> <p>ひきこもり対策については、子ども若者が SOS を発信しやすい環境づくりを推進し、相談者の状態や問題に応じて、相談しやすい環境整備や安心できる居場所の確保等、関係機関や庁内各課と連携し支援を行います。また、子ども若者のひきこもりの具体的な取り組みについては教育振興計画に位置付けて取り組みを行います。(健康福祉部)(教育部)</p>
7-1	<p>歴史資料館の計画(案)について、市民の意見が反映されていないと感じる。白紙に戻して考え直すべき。</p> <p>浜田市にとって何が必要か、今あるものを活かすことはできないか、再検討と適切な判断を望む。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙(35頁)のとおり(教育部)
7-2	<p>歴史資料館の計画は、目的並びに機能全てにおいて見直し検討すべき。</p> <p>意見書についても、一般に分かりにくく民意が反映されるのか。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙(35頁)のとおり(教育部)
7-3	<p>歴史資料館設置には、多額の費用がかかり、維持管理についても市民の負担になり、現在浜田市に必要となるものではないと思う。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙(35頁)のとおり(教育部)
7-4	<p>歴史文化保存展示施設整備事業については、(仮称)浜田歴史資料館検討委員会における検討結果を踏まえて、条件付き賛成と回答された半数の委員の意見から考察すると、民意を求める考えが半数である以上、時点での整備推進は停止すべき。条件付き賛成を賛成多数として整備計画推進に舵を切ろうとしていること自体、市民を無視しているといっても過言ではない。</p> <p>検討委員会の委員全員と市民の有志が、意見交換する機会を設け、双方が納得した上での歴史資料館整備事業推進へ方向転換を画策していただきたい。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙(35頁)のとおり(教育部)

	浜田市の現状から察すると、周布川の橋の章急な新設工事、農林水産業が抱える諸問題など取り組むべき事案は山積みと考える。歴史資料館について、現状での整備推進の是非を市民の投票により民意を明らかにしていただきたい。	
7-5	歴史資料館について、必要ないと思う。多額の費用を使うことが無意味。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-6	歴史資料館の新築は、多額の建設費がかかる上、毎年維持費がかかるのは不安である。もっと優先すべき事業があるはず。ふるさと納税で県外から寄附された大切なお金をこのような事業に使ってほしくない。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-7	歴史資料館について、福祉、インフラ整備など他に優先すべき事業がある。ふるさと寄附は市民生活に直結した他の事業に活用してほしい。なぜ、今整備するのか理解できない。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-8	歴史資料館について、なぜ今整備するのか理解できない。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-9	歴史資料館について、なぜ今整備なのか。お金がもったいない。維持費もずっと赤字だろう。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-10	資料館を作ることは必要ない。その資金をもっと優先すべきことに使ってほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-11	市が示す歴史資料館利用者推計が甘く、本当に活用されるか疑問である。福祉、インフラ整備など優先すべき事業がある。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-12	歴史資料館について、高額な維持管理費が続き、市民の負担となる。市が示す利用者推計が甘く、本当に活用されるか疑問である。御便殿の活用は賛成だが、新設建物は必要ない。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-13	歴史資料館について、ハコモノを整備する時代ではなく、負の遺産になり、子供達に大きな負担になる。維持管理費が続き、市民の負担となる。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-14	歴史資料館について、高額な維持管理費が続き、市民の負担となる。なぜ今整備するのか理解できない。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-15	高齢者の多い浜田では、改善しながら予算を高齢者や高齢者と共に過ごす地域や家族の関わる全ての人が少しでも喜びを感じることや未来を背負う子供達が伸び伸びとそれぞれの花を咲かせ、それぞれの分野で、より良い社会を作っていけ	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）

	<p>る流れを作ることには予算を付けることと、災害、コロナ等の想定外の事が発生したときに最善を尽くす予算をつけることが最重要と思う。</p> <p>資料館は前にも作られて、どうして予算を度々使われるのか不思議に思う。どうか、今生活をけなげに乗り越える多くの人が喜ぶ政治をお願いします。</p>	
7-16	<p>周布川の橋をいつも利用していたので大変困っています。</p> <p>歴史資料館は、再検討していただきたい。今ではないと思う。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-17	<p>歴史資料館の整備計画について、より多くの市民の声を聴き、それから判断すべきである。整備計画等の会議で市民代表の方々から賛成をいただいているとあったが、わずか数十名ではないか。市民にもっと公にして何事も取り組むべきと感じる。現時点での歴史資料館整備計画は断固反対である。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-18	<p>人が見に行かない資料館。実際に浜田城資料館を見れば分かる。無駄な出費である。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-19	<p>歴史資料館にあんな大金を使うのは反対である。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-20	<p>浜田の歴史を知り、ふるさと教育をすることは大切だと思う。ただ、わざわざ建物を新たに作る必要はあるのだろうか。廃校や使われていない建物をリフォームするのはどうかと考える。</p> <p>コロナの影響で観光、飲食、教育など様々なところで困った事が生じている。歴史資料館に多額の費用を今投入する必要があるのだろうか。生きる為に、市民の為にその費用を使ってほしい。歴史資料館の建設には反対である。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-21	<p>浜田が好きで、浜田の皆が平和で明るく生活できたらいいと思う。</p> <p>歴史資料館に使う費用を今コロナで困っている私達に直ぐに使えるようにしていただきたい。歴史資料館には反対である。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-22	<p>浜田城の資料館の入館者はどれくらいなのか。無料なのにいつも誰も入っていないように思う。歴史資料館が出来たとしたら皆行くのだろうか。建設費、人件費、維持費と莫大な費用が掛かる。新設せず工夫し、これに使う費用は浜田市民</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）

	<p>の生活のために使っていただきたい。歴史資料館には反対である。</p>	
7-23	<p>浜田歴史資料館整備事業について、私は反対である。市民が今求めていることなのか。何を急いで進めようとしているかわからない。新たに資料館を建設しなくても、図書館、美術館等既存の建造物を利用して良いのではないか。</p> <p>パブリックコメント制度、意見書も一部の者しか知らないと思う。市民の考え、意見をもっと違う形で、分かりやすい方法で全市民の意見が聞けるような制度はないのだろうか。</p>	<p>No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）</p>
7-24	<p>浜田歴史資料館を新しく建設しようとしているが、そのお金があればもっと福祉に、子供達の教育に力を入れてほしい。</p>	<p>No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）</p>
7-25	<p>歴史資料館について、将来赤字になりそうな建物を作るよりもこども美術館をもっと楽しくしてほしい。</p>	<p>No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）</p>
7-26	<p>歴史資料館について、新しい箱を用意して詰め込むのは子供でも考えられる。有識者が集まって話し合いをしたのならもっと良案が出ると思う。よって新設建物は必要ないと思う。</p>	<p>No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）</p>
7-27	<p>浜田歴史資料館の今のプロセスに反対 4 年前、浜田歴史資料館の白紙撤回があり、パブリックコメント回答にも「できて良かった」と言われるような既存設備の活用や設置場所等を検討とあったが、今回の再掲で何がどの変わったのだろうか。</p> <p>今回もパブリックコメントの募集をされ、10 月 15 日に締め切りとあるが、歴史資料館が争点の一つとなっている選挙でもある。選挙を見据えれば、募集期日の設定に問題がある。民意は 10 月 17 日に出る。</p>	<p>No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）</p>
7-28	<p>歴史資料館について、とても大きな金額である。他に優先すべきところがあると思う。建て替えには賛成だが、予算額には反対である。もう一度計画を立て直していただきたい。</p>	<p>No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）</p>
7-29	<p>歴史資料館は子供のころに行ったことがある。そこに高額の税金を出すのではなく、もっと異なる所に使う方法がある。ハコモノはもういらぬ。</p>	<p>No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）</p>
7-30	<p>歴史資料館について、今なぜハコモノを整備するためにお金を使うのか理解できない。</p>	<p>No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）</p>

7-31	歴史資料館について、ハコモノでなく、インフラ整備などのために優先すべきである。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-32	歴史資料館について、ハコモノでなく、コロナ対策や子育て支援対策に使うべきである。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-33	歴史資料館について、ハコモノはもういらぬ。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-34	歴史資料館について、もうハコモノはいらぬ。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-35	歴史資料館について、もうハコモノは負の遺産となる。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-36	歴史資料館について、福祉、インフラ整備に優先すべきである。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-37	反対の声が多いのに市民の声を聴くべきである。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-38	歴史資料館について、ハコモノを作って子供たちに負の遺産を残してほしくない。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-39	歴史資料館について、ハコモノではなく、IT や映像技術を活用したことにお金を使うべきである。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-40	周布橋の建設に資金を回し、市民の考えに耳を傾けていただきたい。資料館事業、ハコモノを作ることに大反対である。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-41	資料館建設に反対。もっとインフラ整備を優先すべきである。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-42	歴史資料館について、ハコモノ作りに大反対。税金の使い方が意味不明である。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-43	歴史資料館について、市民の考えを聞いていない。ハコモノ作りより市民の安全性に重きを置いていただきたい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-44	歴史資料館について、石央文化ホールの現実が分かっていない。みんな必要と思わないのに、またハコモノを作り、市民を大切にしていない。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-45	歴史資料館について、子供達に大きい負担になるハコモノ作りに大反対。教育、子育てにもっと力を入れてほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-46	歴史資料館について、維持管理費など市民負担になる。必要性を全く感じない。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-47	歴史資料館について、福祉、子育て支援など他に優先すべきことがある。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-48	歴史資料館について、負の遺産でしかない。補修で済ませるべきで、建設には反対である。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-49	歴史資料館について、市民の声を聴いてほしい。市の独断としか映らない。ハコモノはいらぬ。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）

7-50	歴史資料館について、ハコモノ建設に反対である。もっと使う所に予算を組んでほしい。今回の周布橋、下水道、道路舗装、子育て、コロナ、将来の不安材料でしかない。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-51	歴史資料館について、若い人や子育て支援にお金を使ってほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-52	歴史資料館について、ハコモノは要らない。市民の声をもっと聴いてほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-53	歴史資料館について、なぜハコモノを作るのか。必要ないと考える。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-54	歴史資料館について、福祉のためにお金を使ってほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-55	周布橋を早く直してほしい。私たちの生活に欠かせない。資料館は私たちの負の遺産である。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-56	歴史資料館について、高額予算が市民の負担になることは間違いない。ハコモノよりインフラ整備に使ってほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-57	歴史資料館について、若い人や子育てのためにお金を使ってほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-58	歴史資料館について、ハコモノではなく、市民生活に直結した事業に活用してほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-59	歴史資料館について、インフラ整備や福祉が優先であり、将来負の遺産となるハコモノより直して使う方が絶対に良いと考える。市民生活に、もっと目を向けて考えてほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-60	周布橋を早く直してほしい。資料館の予算を削り、周布橋を作る予算を上げてほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-61	歴史資料館について、若い世代には全く魅力を感じない。お金の無駄だと思う。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-62	歴史資料館の建設は反対。賛成意見は年代の高い人で、若者はもっと住みたい浜田である。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-63	歴史資料館の建設は反対。子供達に必要な教育は何なのか。将来の不安を残すのはハコモノではないだろうか。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-64	歴史資料館は要らない。5 年かけて周布橋を直すのか。市民の考えに耳を傾け、私達の通る道を早く作る努力をしてほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-65	歴史資料館について、ハコモノを作ることに反対である。もっと市民のためになることをしてほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）

7-66	歴史資料館整備事業に反対である。未来ある子供たちのためにお金を使ってほしい。税金の無駄である。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-67	歴史資料館について、浜田に必要な子育てなどの支援にお金を使ってほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-68	歴史資料館についてハコモノを作る時代ではない。もうやめてほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-69	歴史文化保存展示施設に求める機能や目的が、こども美術館に 8 億円をかけて併設しなくても果たせると思う。資料は分散して市の施設の使っていない部屋に保存できる。デジタル化すれば、市内小学校や中学校は移動時間もなく教室で学んでいる歴史の授業に関する時代の資料を見ることもできる。住民が見たいものを見たい時に見ることができない資料館より、いつでもどの資料についてもデジタルで確認できる方が便利だと思う。 なぜ、大きな費用をかけて建物を建てようとしているのか説明がない。歴史文化保存展示施設については、市民の声を広く聴いて、目的や求める機能から再検討していただきたい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-70	今、急ぐべきことは子供たちを含む地域住民のため周布橋の修復になる。資料館を急ぐ理由がわからない。住んでよかった！と言える浜田にならないことをされようとしていませんか！もっと善なる気持ち行政であってほしい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-71	資料館より周布橋の修復を！	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-72	住民のために周布橋の修復を早急に願います。資料館より住民のため。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-73	資料館より地域住民のために周布橋の修復を早急に願います！	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-74	福祉、インフラ整備など他に優先することがあるでしょう。「歴史資料館」大反対。再検討してください。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-75	歴史資料館「ハコモノ」大反対です。維持費も大変です。とにかく再検討してください。他にお金を使って下さい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-76	歴史資料館大反対。「負の遺産」となります。維持管理費が続き、市の負担です。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-77	浜田の為に「ハコモノ」は「歴史資料館」再検討！！福祉を充実させて下さい。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）
7-78	歴史資料館大反対です。再検討お願いします。教育や福祉を充実させて下さい！！	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35 頁）のとおり（教育部）

7-79	歴史資料館大反対！7億5000万は他に使うべき！	No.7の歴史文化保存展示施設関係については別紙(35頁)のとおり(教育部)
7-80	歴史資料館「ハコモノ」大反対！！市民の意見をもっと聞け！！	No.7の歴史文化保存展示施設関係については別紙(35頁)のとおり(教育部)
7-81	浜田歴史資料館(仮称)の整備に反対です。 一般財源からの持ち出しはないとありますが、維持費用、資料収集等々の経費はどこから出すのか。ハザードマップ地点がたくさんあるので、その整備、修繕に使い、未来を担う子ども達や、住民の安全を守る為に使ってほしい。	No.7の歴史文化保存展示施設関係については別紙(35頁)のとおり(教育部)
7-82	歴史文化保存展示施設に求める機能や目的が、こども美術館に8億円をかけて併設しなくても果たせる。資料は分散して市の施設の使っていない部屋に保存できる。デジタル化すれば、市内小学校や中学校は移動時間もなく教室で学んでいる歴史の授業に関する時代の資料を見ることがもできる。住民が見たいものを見たい時に見ることができない資料館より、いつでもどの資料についてもデジタルで確認できる方が便利。なぜ、大きな費用をかけて建物を建てようとしているのか説明がない。歴史文化保存展示施設は、市民の声を広く聴いて、目的や求める機能から再検討していただきたい。	No.7の歴史文化保存展示施設関係については別紙(35頁)のとおり(教育部)
7-83	◎文化財の調査、保存と活用 ①歴史文化保存展示施設整備事業 現在郷土資料館は老朽化し改修か建て替える必要があると思う。しかし現市長の考える75,000万円は意味不明。市民に根拠を示し、理解を得る必要有。浜田城資料館に入場者が少ないように、浜田市民は素より観光等の目玉となるとは思えない。低額で事業を見直し、福祉事業、水産事業、教育、医療にお金を使うべき。ふるさと納税で得たお金とはいえ、無駄。	No.7の歴史文化保存展示施設関係については別紙(35頁)のとおり(教育部)
7-84	70頁 伝統文化の保存・継承について、主な事業として歴史文化保存展示施設整備事業が挙げられているが、議会でも意見が出ているとおり、郷土資料館の資料は現在市内にある市の施設で分散して保存することができる。本当に厳密な温度湿度管理が必要な物だけを保存する部屋や建物は必要だが、その他を含めデジタル化することで、誰でもいつでも浜田の文化財や郷土資料について、好きなだけ学ぶことができる。実物展示は市役所、	No.7の歴史文化保存展示施設関係については別紙(35頁)のとおり(教育部)

	支所、浜田城資料館、こども美術館等で企画展を行えばよい。こうした代替案ではいけない理由を示してください。市長が市民の理解を得たとする根拠も明確に示してください。	
7-85	<p>浜田市は歴史館をこども美術館にくっつけて建設する計画とのことだが、8億円位かかると聞いた。大事な資料は保存しなと行けないが、写真やビデオに撮っておけば、授業でも使い易いと思う。大きな施設を作るのに8億円かかるなら、半分くらいのお金で済むようにして、スケート場の冷凍機を直して欲しい。8億円には浜田のお金を使わないそうだが、そんなお金があるなら、決まりどおり、10月から5月までスケート場が使えるようにして直して欲しい。</p> <p>サンビレッジ浜田のスケート場は、広島、山口、鳥取からも利用があると思う。歴史館を小さくして、スケート場の修理ができないのか考えてもらいたい。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35頁）のとおり（教育部）
7-86	<p>7億円を投資して新設する意義があるとは思えない。その後の維持費も必要であるのに財源の無駄遣いである。</p> <p>「郷土の歴史」というターゲットが絞られている施設なので、行きたい人・興味がある人なら多少入り組んだ場所にあったとしてもわざわざ出向くはず。</p> <p>新設せずとも、波佐の空き家を使うなど使っていない放置された施設をそのまま再利用するほうが効率的と考える。</p> <p>カフェだった店舗をそのまま使ったアパレルショップが開店したと最近ニュースで見たことがある。このように「元〇〇だった一風変わった歴史資料館」のほうが話題性もあり、他にはない特色ある施設になるのではないか。</p> <p>また、小中学生の郷土学習に使いたいというのなら、バスをチャーターして行けば良い、わざわざ子供美術館の隣に作るといった立地は関係がない。</p> <p>子供美術館の隣に建てれば一気にみてまわれると考えたのかもしれないが、資料館や美術館をスタンプラリーするように訪れても学習にはならない。</p>	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35頁）のとおり（教育部）
7-87	歴史資料館の建設は必要でしょうか。	No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35頁）のとおり（教育部）

7-88	<p>歴史資料館の建設反対です。7億ものお金を使って作るべきでしょうか。もっと必要とするべきところへお金をかけるべきではないでしょうか。</p>	<p>No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35頁）のとおり（教育部）</p>
7-89	<p>歴史資料館建設に7億ものお金を使うならもっと福祉や教育に使うべきです。</p>	<p>No.7 の歴史文化保存展示施設関係については別紙（35頁）のとおり（教育部）</p>
8	<p>市民の健康、スポーツの推進について、スケート場が今年も条例どおりオープンされない。市の指定管理施設で、設備の故障が原因で何年も条例どおりの期間運用できていないのはスケート場だけである。大規模修繕でなくても、せめて条例どおりの期間、市民が利用できるように改善していただきたい。</p>	<p>サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、設備の老朽化により期間を短縮して営業を行っています。外気温が高い時期には冷凍機に負担がかかり、寿命を縮める懸念があるためです。</p> <p>浜田市スポーツ施設再配置・整備計画では令和5年度を目途に用途変更を行う予定ですが、令和3年度及び令和4年度の2か年の利用実績等を踏まえて、令和5年度において計画の見直しの検討を行うこととしています。（教育部）</p>
9	<p>市が直接関与すべき事柄ではない問題もあるが、陸上競技場、野球場の今後については、触れて欲しいと感じた。</p>	<p>個別の施設の方針につきましては、浜田市スポーツ施設再配置・整備計画に掲載しておりますのでご参考ください。（教育部）</p>
10	<p>再生可能エネルギーの導入及び省エネの推進について</p> <p>現状では蓄電にかかる設備、技術は大量消費をまかなえる状況になく、風力のような不安定な発電に対して、火力発電等のバックアップが必要となり、結果、2酸化炭素の減少という目的をあまり果たしていない。</p> <p>蓄電技術の進歩を願っているが、供給の安定性を考えれば、今回計画に記載の可能エネルギーに水力発電（小規模）の普及も加えていただきたい。</p>	<p>74頁中に記載しています「再生可能エネルギー」には、「水力発電」も含んでおり、導入促進を図るべきものと考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、本計画を修正（「水力」を追記）します。（市民生活部）</p>
11	<p>廃棄物の適正な処理の推進について</p> <p>残念ながら不法投棄は行われている。不法投棄は犯罪であり、災害や海洋汚染につながる。意識啓発とともにゴミ拾い運動の積極的な実施等も行っていただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、依然として不法投棄は行われています。今後も環境パトロールの実施や不法投棄防止のための啓発看板設置をはじめ、市民への環境美化への意識啓発に努めてまいります。（市民生活部）</p>
12	<p>環境保全活動の推進について</p> <p>稀少生物、在来植物の保全は次世代に引き継ぐべき貴重な財産と考える。これらの保全に関する計画は別にあるとも思うが、本計画においても触れていただきたい。</p>	<p>希少動物、在来植物の保全については、本計画78頁「環境保全と快適な住環境づくりの推進」中の「1 環境保全活動の推進」に含んでいます。</p> <p>希少動物、在来植物は貴重な財産ですので、環境保全活動を行う市民団体との連携強化を図り、市民への周知・啓発に努めてまいります。（市民生活部）</p>

13	<p>市道や土手の草刈りをしてほしい。年に3~4回草刈を行うが高齢になり限界。油代も自己負担であり、納得できない。</p>	<p>町内で道路や河川の草刈りをしていただいた場合には報償費をお支払いしております。草刈りの協力など町内でご相談していただき引き続き環境美化にご協力を賜りたいと考えております。(都市建設部)</p>
14	<p>良好な景観形成の推進について 景観の阻害要因となる場合の大規模な行為として「建築物や開発など」とあるが、風力発電用の施設は非常に巨大であるにもかかわらず、建築物ではないため、対象外施設とみなされる恐れがある。このような工作物も、この欄に加えて明記していただきたい。</p>	<p>大規模な風力発電施設は、景観形成における大規模行為の届出対象となる工作物なので、ご意見を踏まえて修正します。(都市建設部)</p>
15	<p>消防本部・消防署の体制の強化について 市の人口は減少傾向にあり、広範囲をカバーすることは非常に困難な状況になってゆくことと思うが、特に要請者宅までの救急車の到着時間について、30分以内等の目標を示していただきたい。</p>	<p>救急要請の際は、要請場所に最も近い署・出張所から救急車が出動しており、ほとんどが到着時間は30分以内となっています。今後もこの時間が延伸することがないように消防署の体制・配置を検討します。(消防本部)</p>
16	<p>U・Iターン定住支援制度の充実について 主な事業・取組に掲げられたものでは、目標の達成は難しいと思う。 浜田は広く、生活基盤も海から里、山まであり、全市的な施策を掲げても具体性に欠け、アピールポイントが見えない。 例えば、農業は大規模な集団事業化に向かっているが、農業委員会の審査と農地の実態管理を厳しく行う代わりに農地付きの家屋を農業経験のない者でも入手できる取組等、先ずは地域に見合う定住方法のプランを住民と一緒に立案し、いきなり全市的に運用するのではなく、小規模な試験的運用を始めることもできる計画を希望する。</p>	<p>海や山、まちの生活など、多様な生活スタイルを選択できることが当市の魅力であると考えており、これまでも、移住検討者がイメージする移住後の生活に寄り添った移住支援を行ってまいりました。 例えば、農業を始めたいという方には、農地付き空き家や農業研修生制度などを紹介しております。 U・Iターン施策は、多岐わたるものであります。本計画の各部門において掲げた各施策を中心に組みながら、移住検討者の思いが叶うよう、引き続き関係部署等と連携し、該当する施策をご案内するなど、移住定住の促進に努めてまいります。(地域政策部)</p>
17	<p>地域別計画 浜田地域について 海という資源に頼った計画としては、以前の「おさかなセンター」の運営姿勢(客本位でない姿勢)や「ゆうひパーク浜田」の使い勝手の悪さ等、設置・経営の当事者でないとはいえ、今後の展開に方向性が見えない点は物足りなさを感じる。 また、かつては松江市と二分していたスポーツイベントの開催場所も施設</p>	<p>産業経済部門の各種計画は、浜田地域の計画でもあると考えており、特に漁港及び駅周辺の活性化について再掲しております。(産業経済部)</p>

	<p>の状態を理由に、全県的な屋外イベントは少なく、宿泊者も伸びない状況にある。観光についての計画もありますが、立木の伐採等により眺望のよい場所もあるので、資源の掘り起こしについても記載があればと感じる。</p>	
18	<p>市民の健康、スポーツの推進について、スケート場が今年も条例どおりオープンされない。市の指定管理施設で、設備の故障が原因で何年も条例どおりの期間運用できていないのはスケート場だけである。大規模修繕でなくても、せめて条例どおりの期間、市民が利用できるように改善していただきたい。</p>	<p>サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、設備の老朽化により期間を短縮して営業を行っています。外気温が高い時期には冷凍機に負担がかかり、寿命を縮める懸念があるためです。</p> <p>浜田市スポーツ施設再配置・整備計画では令和5年度を目途に用途変更を行う予定ですが、令和3年度及び令和4年度の2か年の利用実績等を踏まえて、令和5年度において計画の見直しの検討を行うこととしています。(教育部)</p>
19	<p>◎浜田漁港周辺エリアの活性化について</p> <p>①高度衛生管理型荷捌所整備後の現状</p> <p>高度衛生にはまったくなくなっていない。以前と比べ変わった所は屋根が付いていて壁が出来ただけ。仲買人も、作業も横の入口より入り、衛星とはほど遠い。仕分けする機械も同じで労働内容も同じ、夏は空調設備も無く、魚にも人間にも最悪である。現状のままき網船荷捌所を改善し、現在施工中の底引き船荷捌所を地元（生産者、仕分人、JF、仲買人等）の意見を取り入れて完成させないと100%とは言えない！！</p> <p>②水産資源確保対策事業</p> <p>アワビ、ウニ放流数の目標値は、現状値に4年かけ算しただけ！！水揚げ（個体数）が減少しているのに目標値を2～3倍にしないと効果は無い！サザエも追加放流するようにすべき。</p> <p>すべての内容において現場をその目で確認して出された数字ではなく、検証する事が必要である。</p>	<p>①高度衛生管理型荷捌所は、施設を閉鎖型にすることにより、水産物への日光の直射や風・雨水による温度上昇・乾燥、品質低下、鳥糞などの病原菌による汚染の防止を図るものです。また、人の管理についても、入場の際の手洗い・長靴洗浄などにより、汚染防止を図ることにしています。</p> <p>まき網漁業用の7号荷捌所については、高度衛生管理に対応した施設となるよう、改善を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。また、引き続いて整備する沖合底引き網用の4号荷捌所についても、生産者や仲買人、JFしまねなど施設を利用される方からのご意見を伺い、働きやすい環境づくりや衛生管理された水産物の提供が図られるよう進めてまいります。</p> <p>②アワビ、ウニの放流につきましては、採介藻漁業者からの要望を受け、漁業協同組合JFしまねとも相談をしながら毎年実施しています。漁業者の費用的負担、放流に係る身体的な負担も伴いますので、当面は現状の放流数の継続を行いながら、数量の見直しについて漁業者の意見も伺いながら検討してまいります。(産業経済部)</p>
20	<p>森林資源保全・活用</p> <p>現在木質バイオマス発電資源として弥栄町の水源の森が広く伐採されています。再生エネルギー活用ですがかい伐により自然環境は一度に大きく変化</p>	<p>森林資源の保全・活用については、大変重要なことと認識しています。</p> <p>27頁「農林業の振興」の基本方針でも記載しているとおり、森林の持つ水源涵養、災害防止等の公益的機能を発揮する</p>

	<p>し、動物の生態、保水力の低下による水生生物の生態に影響がでます。</p> <p>豊かな海を維持するためにも水源の森の活用に制限の設定を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.P79 環境保全と快適な住環境づくりの推進 基本方針にそった伐採に制限する。 2.保安林指定解除は水源地なのかの有無、動植物的に与える影響に配慮した面積を条件に加える。 3.土砂災害防止のためかい伐は止める。 	<p>ため、健全な森林の整備・育成に努めてまいります。(産業経済部)</p>								
21	<p>再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進</p> <p>●風力発電</p> <p>現在稼働している施設に対して稼働後の環境影響調査の発表がないまま、新事業の計画が進められている。社会的責任を負う事業者に対して、行政から指導することを求める。</p> <p>地元住民の定義が新たに出されましたが、実際施設が見える場所で暮らす人でも距離で制限された。景観は全住民の宝であり資源という理念の浜田市景観条例に反すると思われるので撤回を求める。</p> <p>●バイオマス発電</p> <p>木質バイオマスによるカーボンニュートラルは森林が成長過程で CO2 を吸収するので「燃やしても CO2 は出ないとみなす」とされており、木材は炭素密度が低いいため発電量当たりの CO2 排出量は石炭より多い。</p> <table border="0"> <tr> <td>木材</td> <td>112,000kgCO2/TJ</td> </tr> <tr> <td>無煙炭</td> <td>98,300kgCO2/TJ</td> </tr> <tr> <td>瀝青炭</td> <td>94,600kgCO2/TJ</td> </tr> <tr> <td>褐炭</td> <td>101,000kgCO2/TJ</td> </tr> </table> <p>熱と電気を同時に供給できるシステムならエネルギー効率が約 8 割になるが、熱を使わない発電所の場合 3 割未満となり 7 割の熱量が未利用のまま放出される。吸収源の森林を伐採し、その 3 割程度の熱量だけを電気にして残りは無為に CO2 排出してしまう木質バイオマス発電は中止を求める。</p> <p>小推力発電所を中山間地域の新しい財源として推進してください。</p>	木材	112,000kgCO2/TJ	無煙炭	98,300kgCO2/TJ	瀝青炭	94,600kgCO2/TJ	褐炭	101,000kgCO2/TJ	<p>風力発電事業者に対しましては、地域住民からの意見、要望等に対し、誠実に対処するよう引き続き求めてまいります。また、新風力発電事業計画につきましては、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きの中で、評価結果を踏まえ、市長意見を述べてまいります。</p> <p>木質バイオマス発電につきましては、ご指摘のとおり、課題があると認識しております。一方、家畜排せつ物残渣を利用した方式については、条件がそろえば温室効果ガスの削減につながる可能性があると考えております。</p> <p>また、急峻な地形が多い中山間においては小水力発電導入の可能性もあると考えています。</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進につきましては、メリットデメリットを踏まえた上で進めてまいりたいと考えています。(市民生活部)</p>
木材	112,000kgCO2/TJ									
無煙炭	98,300kgCO2/TJ									
瀝青炭	94,600kgCO2/TJ									
褐炭	101,000kgCO2/TJ									

22	<p>農林業の振興 荒廃農地拡大 儲かる農業の推進</p> <p>農業委員会では農地パトロールを実施し現状の把握に努めているが耕作放棄対策について担い手の斡旋や集落営農での取組が中心で、中山間地域で機械化、干田化が難しく、日照条件が悪い農地に対して協議をしたこともなく、行政から何も提案が出されていません。</p> <p>条件有利地だけではなく、悪い農地で儲かる農業を提案して下さい。</p>	<p>荒廃農地の多くは、日照条件が悪い、農業用水の便が悪い、狭小で点在しているなど、条件不利地となっています。</p> <p>こうした条件不利地では、耕作できる担い手も見つからず、儲かる農業の提案ができないのが現状ですが、今後もできるだけ荒廃農地を増やさない、有効活用できるような取組を進めてまいります。(産業経済部)</p>
23	<p>23 頁 「基幹産業である水産業の振興に向け」とあるが、水産業を浜田市の基幹産業とする根拠が分からない。一次産業としての水産業は、高齢化や後継者不足、船団尾減少により、就業人口、GDPも少ない状況。市として水産業への必要な支援は行うべきだが、振興計画で「基幹産業」と呼ぶ以上、水産業をどの数字をもって「基幹」と言えるのか説明した上で計画に載せてください。</p>	<p>本市の水産業については、ご指摘のとおり高齢化や担い手不足、更には船団の事業停止などにより厳しさを増しています。また、水産業が地域にもたらす経済効果について、具体的な統計が無く、数値でお示しするのは難しいところです。</p> <p>そのような状況ですが、浜田漁港の水揚の増加は、水産加工業や鮮魚卸の活性化に繋がり、更に、小売業、運輸業などの第三次産業にも波及し、地域経済や雇用維持に大きく貢献するものですので、水産業を浜田市の基幹産業として位置づけ、その中心となる漁業の推進を図っています。今後におきましても水揚の増加に向けて、幅広い取組を進めてまいります。(産業経済部)</p>
24	<p>24 頁 主要施策の1を「地元漁船の存続」とし「全船存続のため、漁船の新船建造に向けた漁業構造改革を推進し、漁業経営の安定化を図ります」とある。費用のかかる新船建造によって推進される構造改革とはどういうことか、なぜ、漁業経営の安定化に繋がるのか、それぞれ説明した上で計画に載せてください。漁業に詳しくない市民にも施策を分かりやすく説明してください。</p>	<p>省エネ型、省力化型の改革型漁船や漁具等の導入により収益性の高い操業・生産体制に転換することが漁業構造改革であると考えています。改革型漁船や漁具等の導入が収益性の向上、漁労経費の削減が、漁業経営に安定化に繋がるものと考えています。市民の皆様にもわかりやすいよう、説明を追記します。(産業経済部)</p>
25	<p>24 頁 代表的な目標はすべて現状値と4年後の目標値が同じ現状維持だが、振興のための施策になっていない。振興の意味は「ものごとを盛んにすること」。4年後の目標が現状維持なら、いつ増加に転じる目標を設定するのか。増やす目標を立てず、勝手に増加に転じることはない。市の振興計画がこんことで浜田がよくなるはずがない。今より水揚げ量、販売額を増やすための具体的な施策を示し、数</p>	<p>ご指摘のとおり目標値については、現状から増加する方が理想的であると認識しています。しかしながら、ご指摘の項目につきまして、現状では漁船の老朽化が進むなかで維持経費が漁業経営体にとって相当な負担となっています。まずは、地元の今ある船団を維持し、新船の建造による代替確保に繋げ将来に亘って操業を続けていただくことを目標とします。合わせて、新たな船団を造ることについて</p>

	値目標を設定してください。	ても漁業経営体の意見を伺いながら検討を進めてまいります。(産業経済部)
26	<p>25 頁 浜田漁港周辺エリアの活性化として、「水揚高の維持・増大や水産物の付加価値向上等による集荷・販売力の強化」とあるが、24 頁で船団や漁船の維持存続を目標に設定していながら、ここでは水揚高の維持・増大をうたうのであれば、やはり水揚高や販売金額の目標設定とそのため具体的な方法を示すことが必要。高度衛生型荷さばき所の整備率は、補助金をもらう国や県に提出する書類に書くことであり、市の振興計画に挙げるべき数値目標ではない。市の振興計画に挙げるべきは、その整備によってもたらされている成果目標で、ライフラインでもない建設工事の進捗率を市の振興計画に設定しており、視点が水産事業者や市民とずれている。市が数億円の支出をしているのであれば、4年後の魚価の向上率や県外船による水揚高の額や増加率、全体の水揚高を、数値目標として設定してください。</p>	<p>水揚高の維持・増大は大きな課題です。漁業を取り巻く環境は、漁船の老朽化や人員不足、燃油代などの漁労コストの増加により厳しさを増しています。そうしたなか、水揚の維持・増大に向けた具体的な方法として、まずは地元で安定的に水揚を行っている地元漁船団の維持・存続に対する支援であると考え、これを目標値に設定しました。</p> <p>高度衛生管理型荷捌所の整備については、浜田漁港の管理者である島根県や市場開設者で既存施設の所有者である JF しまねと協議を重ね、市が整備することになりました。</p> <p>荷さばき所の整備には、約 65 億円と多額の事業費を要し、市が整備するには財政負担が大きく、国庫補助をはじめとした財源の確保が必要となります。また、施設に関わる関係者も多いため、整備内容についての協議や調整に多くの時間を要し、施設規模も大きく多数の工事を施工する必要があるなど、難易度の高い事業であると考えており、安全安心な水産物が消費者へ届けられるよう、一日も早く遅れることなく整備される必要があるため、整備率を数値目標に設定したものであります。(産業経済部)</p>
27	<p>25 頁 販路拡大対策として「官民が一体となった P R 活動等を展開し、ブランドの更なる普及と付加価値の向上に取り組みます」とあるが、代表的な目標として、「新規「どんちっち」ブランド加盟業者数の増加」の数値目標を設定している。これは K P I (手段の目標設定) と言えるが、後期基本計画というからには、その先のゴールである K G I (成果の目標設定)、つまり「どんちっちブランド加盟業者の増加によって水産物の販売高、水産加工品の販売高等を 4 年後いくらしにする」という数値目標の設定が必要。加盟業者の増加は手段で、その先の目的、水産物の販売高、水産加工品の販売高の増加についても設定し、進捗管理してください。</p>	<p>どんちっちブランドにつきましては、どんちっち三魚を原料とした水産加工品の販売高の調査も実施していますが、企業によっては報告いただけないといったこともあり、数値を掴むことは難しい状況です。とはいえ、どんちっちブランドの水産物の水揚高の推移は十分に把握していく必要はあると認識しています。</p> <p>後期基本計画の目標設定については、施策のプロセスが適切に実行されているかを判断する K P I とすることで統一していますので、目標値につきましては、どんちっちブランド加盟業者数とし、その効果については、水揚高と照らし合わせて検証していきたいと考えます。(産業経済部)</p>

28	<p>26 頁 漁業資源確保対策として「稚魚やアワビ稚貝、稚ウニの放流を実施し、栽培漁業・資源管理型漁業を推進します」とあるが、これについても放流数増加について数値目標を設定している。これは K P I だが、後期基本計画というからには、手段だけでなく、ゴールの設定、放流の増加によってもたらされる水揚高、生産高の増加という成果についての目標設定をしなければならない。手段についてのみ数値目標を設定して毎年度チェックしても、本来設定すべき水揚増加や売り上げ増加について目標設定しなければ、求める効果を見失っていることになる。事業によって 4 年後にもたらせる成果について試算し、推知目標を設定してください。</p>	<p>後期基本計画の目標設定については、施策のプロセスが適切に実行されているかを判断する K P I とすることで統一していますので、目標値につきましては、アワビ稚貝、稚ウニの放流数とし、その効果については、採介藻漁業者から生残率などの聞き取りを行い検証し、水揚げ増加に繋がるよう取り組んでまいります。(産業経済部)</p>
29	<p>27 頁 「振興作物の振興と農家所得の向上を目指して、儲かる農業の推進と、地域の連携等による農業生産基盤の維持を図ります」とあるが、これは意味が分からないので修正した方がよい。A 振興作物の振興や、B 農家所得の向上のために、C 儲かる農業の推進、D 農業生産基盤の維持を図るわけではない。A B C D はすべて並列であり、目標。それぞれの目標について、市の具体策を示すべき。A B D について、実現のための具体的な施策について示してください。</p>	<p>「農業所得の向上を目指して、振興作物の振興と儲かる農業の推進を図るとともに、地域の連携等による農業生産基盤の維持に努めます」に修正します。(産業経済部)</p>
30	<p>27 頁 農家所得とは何なのか分かるように注記をつける等説明してください。例えば、兼業農家で農業所得が 5 万円、給与所得が 400 万円だと、405 万円と数えるのであれば、勤め先の給与が上がれば所得が向上することになり、これは農業振興の施策とは呼べない。</p>	<p>「農家所得」は「農業所得」に修正します。(産業経済部)</p>
31	<p>28 頁 「3 果樹の農業産出額の増加」とあるが、生産地域も出荷時期も生産グループも異なっており、「3 果樹」とひとくくりにした産出額の増加ではなく、それぞれについて増加の目標を設定してください。どれかが増えればどれか減っても良いわけではないなら、きちんと一つずつ進捗を管理できるように設定すべき。</p>	<p>農業算出額の目標値に、3 果樹それぞれの内訳を記載します。(産業経済部)</p>

32	<p>29 頁 「認定農業者数の新規認定数の増加」を挙げているが、安定的な経営と所得の向上を目指すのであれば、「認定農業者数の増加と、その所得目標達成率の向上」を具体的な数値目標として設定してください。認定農業者とは「市長が経営改善計画の達成が確実と認定した者」のはずだが、その達成率は全国的に 50% 以下と聞いたことがある。浜田市は認定農業者の経営改善について、3 年目と 5 年目に調査を行っているので達成率は把握しているはず。認定農業者の所得目標達成率を K P I に取り入れることは、担い手への農地集積といった施策とも整合し、4 年後の浜田市の農業産出額をいくらにするという K G I を達成するために有効な手段であると言える。4 年後の農業産出額の目標とともに、認定農業者数、その経営改善計画達成率について数値目標を設定し、示してください。</p>	<p>各認定農業者の所得目標の達成状況は、それぞれの経営状況に関することですので、目標値としては設定をしておりますが、認定農業者の確保・育成としては必要なことでもありますので、島根県・JA など関係機関と連携して支援に努めてまいります。(産業経済部)</p>
33	<p>33 頁 「新規寄付者の獲得や寄付額の増加を図ります」としながら、代表的な目標は現状値の年間 11 億円に対し、4 年間で 44 億円(年間平均 11 億円)のまま。寄附額の増額を図る目標設定になっいなし。三浦議員の提案していた「企業版ふるさと納税制度への取り組み」を含め、現状よりも増やすための具体的な施策と数値目標を示してください。</p>	<p>企業版ふるさと納税のプロモーション実施に伴い、139 頁での自主財源確保に向けた取組みの目標値とし、修正を行います。</p> <p>〈具体的な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附受付ポータルサイトをはじめ、各媒体において露出を増加させ、新規寄附者の獲得を図ります。 ・リピート率向上に繋がるプロモーションの強化並びに、市内特産品提供事業者様との連携を強化し、魅力ある返礼品の更なる拡充に努めます。 ・企業版ふるさと納税のプロモーションを含め、新たな取り組みを研究し取り入れ、寄附増額に向けて推進します。 <p>(産業経済部)</p>
34	<p>36 頁 「ウィズコロナ・アフターコロナを見据えたクルーズ振興を図ります」とあり、代表的な目標として「クルーズ客船の寄港回数の増加」を挙げているが、クルーズ船の寄港の増加は K P I であり目的ではない。目的はそれによって浜田市にもたらされる経済効果だと思う。予算を使って事業を行う以上、クルーズ客船が 13 回寄港することによる経済効果について、費用対効果が検証できる目標を示してください。</p>	<p>クルーズ船が寄港すると一度に多くの観光客が下船し、食事、観光、ショッピング、などによる直接的な経済効果のみならず、これらの観光消費に伴う関連産業の生産・雇用の発生などの波及効果も生まれます。クルーズ客船業界においては、世界的に客船の大型化が進む傾向にある中で、浜田港のハード整備などの港湾整備は計画されているものの、現状では 100,000 トン超のような大型客船の寄港受入は不可能な状況です。</p> <p>また、小型客船・中型客船の 1 隻あたりの乗客定員数も 500 名以下から 2,000</p>

		名程度までと大きな幅があり、各客船の乗船金額のグレードにより客層も大きく異なることから、一概には、下船による経済効果及び波及効果の予測、目標設定は困難な状況にあります。そのため、クルーズ客船の寄港が年数回と実績が少ない浜田港としては、まずは浜田港の認知度アップと、寄港時のおもてなしによるリピーター醸成により、今後の波及効果に期待し、「クルーズ客船の寄港回数の増加」を目標として掲げております。(産業経済部)
35	39 頁 「上演団体の次世代継承を確保し、規模の拡大を目指します」とあるが、何の規模拡大を目指すのか分かる説明をしたうえで、計画に載せてください。	上演団体の規模の拡大(演者数の増大)を目指します。(産業経済部)
36	39 頁 「石見神楽交流人口」の拡大に取り組めます。とあるが、後期基本計画なので、各種事業を行うことで、現在の「石見神楽交流人口」何人を、4年後に何人に拡大するのかという、検証可能な数値目標を示してください。	本項は、石見神楽を深く学習することで石見神楽を理解し、社中を支援する人材層を、特に市外に形成することを企図しており、どんちっちサポート IWAMI が開催する「子ども神楽フェスタ」の参加人数(77人)100人への増加を当面の目標とします。(産業経済部)
37	39 頁 「浜田藩や島村抱月、石州和紙等を縁とした土地との相互交流や「食」による地域間連携を進め交流人口の増加を図ります」とあるが、交流人口の定義を注記なりで説明し、令和2年度末の交流人口を示し、4年後に何人に増加を図るのか、具体的な施策と数値目標を設定してください。	37 頁に交流人口の用語解説を掲載しております。用語説明で示すとおり交流人口は観光者等の一時的・短期的な滞在人口であることから、その人口を増やす目的の一つとして、浜田藩や島村抱月、石州和紙、「食」などによる地域間連携を進めています。よって、交流人口の数値目標は観光入込客数に反映されると考えております。(産業経済部)
38	40 頁 「本市の有効求人倍率は、近年1.5倍を超え、求職者よりも求人が多い状況で、人手不足が続いています。求職者数は一般事務職が圧倒的に多いが、求人数は、介護サービス業、建設、土木業、保健師・看護師、接客業が多く、雇用のミスマッチを解消する必要があります」としながら、「雇用のミスマッチを解消し、多様な就労機会を提供するため、技術力や生産性が高く、専門的な人材の雇用が見込まれる業態など、新たな企業の誘致を推進します」としている。ミスマッチを解消するためには、一般事務職の求人を増やすか、介護サービス業、建設・土木業、保健師・看護師、接客業を増やす必要がある。一般事務をやりたい人が	雇用のミスマッチについては、各企業の課題でもあり、ご指摘のとおりその解消や解消に向けた市としての取り組みについては、大変難しいものと認識しております。市としましては、新たな働く場の創出につながる企業誘致に努めることとし、40 頁の記載については改めます。(産業経済部)

	<p>多い中、今浜田に無い業種の専門的な人材を求める企業を誘致しても、今あるミスマッチは解消しない。雇用のミスマッチを解消する施策を具体的に示してください。また、雇用のミスマッチ解消について、検証可能な数値目標を設定してください。</p>	
39	<p>49 頁 「豊かな人間性を育てていくための遊びや教育の場づくりを推進し、幼児期教育の充実のために幼児教育センターの設置に取り組みます」とあり、代表的な目標として幼児教育センターの設置を設定し、4年後進捗率を100%としている。建物を建てるのが目的ではないため、建設されることが決まっている建物工事の進捗率に数値目標を設定する意味はない。幼児教育センターの設置によって市民にもたらされる効果について、例えば、利用者数や、提供するプログラムの数、その利用率等、具体的に検証できる数値目標を設定し、計画に示してください。</p>	<p>数値目標を次のとおり変更します。</p> <p>【目標】 幼児教育センターが実施する研修参加者数</p> <p>【数値】 R2 実績：0 人 R7 目標：480 人</p> <p>【目標・指標の説明】 令和5年度設置予定の浜田市幼児教育センターが実施する研修参加者数の令和5～7年度の累計（健康福祉部）</p>
40	<p>58 頁 「本市が作成する「避難行動要支援者名簿」を、本人の同意を得た上で地域の関係者へ提供し、地域における互助・共助が行える体制づくりや地域の防災力を高める支援を行います」とあるが、令和3年8月9日と同8月14日、大雨により避難指示や高齢者等非難が発令されたが、避難指示等の対象区域にいたほとんどの「避難行動要支援者」は、支援を受けての避難所への避難ができていない。名簿を作りその情報提供を受ける団体を増やしても、実際に避難指示が出た際に避難できなければ意味がない。要支援者の情報を119団体が持っても、令和3年8月9日や同8月14日に避難行動要支援者の非難がほとんどない理由を検証し、その方達が支援を受けて確実に避難できるよう、防災安全課や情報提供を受けた119の団体等と相談し、具体的に行う施策とあわせて数値目標を設定し示してください。</p>	<p>数値目標につきましては、避難行動要支援者の避難支援を行うにあたっては、支援者が必要不可欠であり、まずは、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保する必要があると考え、設定しております。</p> <p>この度の災害での避難行動要支援者の避難状況につきましては、対象地区の人口と避難所に避難された人数の割合と、避難行動要支援者名簿の掲載人数と避難所に避難された要支援者数の割合、また、避難所における支援の要否など、様々な観点から検証した上で施策を実施することが重要であると考えます。</p> <p>今後は、浜田市地域防災計画だけでなく、避難行動要支援者名簿の活用方針等を、それぞれの地域の実情などを踏まえ整理し、個別避難計画の策定支援に繋げてまいります。（健康福祉部）</p>
41	<p>60 頁 「ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようとする人材育成を図ります」とあるが、子どもは様々な個性があり、みんな違う。浜田というまちについて、歴史文化や偉人について教えても、その学習によって浜田を愛するかどうかや浜</p>	<p>第2章基本構想 4 まちづくり大綱において、夢を持ち郷土を愛する人を育むまち（教育文化部門）を掲げています。</p> <p>ご指摘の「ふるさと教育」については、この大綱に掲げた趣旨を具現化するための施策の一つであり、「ふるさとを愛し、</p>

	<p>田に貢献したいと思うかどうかは、その子の感性で、その子が決めること。市として「浜田を愛するように」や「浜田に貢献しようとする子を増やす」というのは、子どもの感性や個性を無視した画一的な考えを植え付けようとしているように見える。浜田を好きになれない子もいるし、都会に憧れる子もいる。浜田を好きで、ここでずっと暮らしたいと思う子も、県外に出たいと思う子も、浜田のことは好きになれないという子も、同じようにその子の力を伸ばすように応援すべき。ふるさと教育の目的はあくまで、浜田の歴史や文化、まちのことについて学ぶことであり、求める成果を「浜田を愛し、浜田に貢献しようとする人材育成を図る」としてはいけな。子どもが浜田を愛するかどうかや浜田に貢献したいと思うかどうかは、浜田市に魅力を感じているかどうかによる。子どもは大人を見て育つ。大人が浜田に希望や魅力を感じていない、不満や不平が多いといった幸福度や満足度の低いまちなら、子どもも希望や魅力を感じない。学校教育で「浜田を愛し、浜田に貢献したいと思う子ども」を増やそうと考えるべきではない。</p> <p>代表的な目標の「地域や社会をよくするために何をすべきか考える子どもの割合の増加」は、学校が市内の小中学生に「考えろ」言って考えさせますというだけ。せっかくなら「地域や社会をよくするために浜田市にしてほしいことを、小中学生が市長直行便で提案する数」にしてください。</p>	<p>ふるさとに貢献しようとする人材育成」を図ります」の根拠になります。</p> <p>令和3年度の浜田市ふるさと教育推進計画では、その目標を次のように設定し、各小中学校で取り組まれています。</p> <p>(1) 地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。</p> <p>(2) 学校・家庭・地域が、目標やビジョンを共有し、協働しながら、子どもも大人も共に高まり合い、魅力あふれる協働のまちづくりを推進する。</p> <p>代表的な目標の「地域や社会をよくするために何をすべきか考える子どもの割合の増加」については、ふるさと教育の成果として求める「ふるさとに貢献しようとする人材育成」につながるものであり、適切であると考えます。</p> <p>ご意見にありますように、考えたことを実際の行動に移すことのステップについては、各小中学校から、具体的な実践事例として報告があがっています。</p> <p>また、この目標については、「しまねの学力育成推進プラン」の目標との整合性も図っています。(教育部)</p>
42	<p>60頁 代表的な目標に『「総合的な学習の時間」で集めた情報を課題に沿って整理して考え、発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合の増加』を挙げているが、小中学校で、総合的な学習の時間に「集めた情報を課題に沿って整理して考え、発表する学習を行うこと」で、必然的に「取り組んでいると思う子どもの割合」は増加する。目標を「子どもの割合」ではなく、「この学習に取り組む学校を、全何校中の何校以上にする」としてください。成果の検証にかかる手間と時間が減る。</p>	<p>現在、各学校においては学習指導要領にしたがいながら、「集めた情報を課題に沿って整理して考え、発表する学習」を実施しています。したがって、この学習について子どもが実感をしているかどうかを目標にすることにしています。</p> <p>また、この目標については、島根県教育委員会がすべての市町村教育委員会が共通して取り組む「しまねの学力育成推進プラン」の目標との整合性も図っています。</p> <p>検証については、島根県学力調査の児童生徒質問紙の設問による結果を浜田市教育委員会が分析をしていきます。</p> <p>以上のことから、この目標については、</p>

		変更をしないことにしたいと考えます。 (教育部)
43	61 頁 「一人一人に応じた指導のために、G I G A スクール構想により整備した一人一台端末をはじめとした I C T 機器を活用した指導の充実に努め、個別最適化された指導を推進していきます」とあるが、具体的な指導の内容や方法がイメージできない。例を挙げて説明した上で、計画に載せてください。	個別最適化された指導とは、全ての児童生徒が同一の指導内容に対して同一に力を付けていくことと、個々の能力や興味関心に応じた学びを追究していくことを指します。この 2 つの学びを実現していくための手段として ICT 機器を活用した学習も行っていくことになります。 この ICT 機器を活用した取組については、本計画及び浜田市教育大綱の実現を目指すための実施計画（アクションプラン）としての浜田市教育振興計画に反映させていただきます。(教育部)
44	61 頁 代表的な目標に「将来の夢や目標をもっていると思っている子どもの割合の増加」とあるが、将来の夢や目標を実現するために良い成績が必要なら、勉強を頑張る子どもが増えるという点では理解できるが、その夢や目標、特に職業について教育が足りていない。 業種ごとの所得や労働形態、勤務時間、転勤等、生活をイメージできる情報を小学校高学年の学習に取り入れることで、自分の将来の職業を考えるきっかけになる。情報の取捨選択は子どもが行うとしても、幅広い職業について情報を提供する機会を持つことで、その中のどれかについてもっと深く知りたいと子どもが思えば、将来の夢につながりやすくなる。そうした夢や目標について考える材料を提供する施策を示した上で、数値目標を設定してください。	将来の夢や目標に関わる教育活動としては、キャリア教育が中心となります。このキャリア教育について、学習指導要領では次のように示しています。 「児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」 ここで言う資質・能力とは、自分のよさに気付く力（自己理解能力）、チャレンジする力（課題対応能力・キャリア・プランニング能力）などです。したがって、特に小学校では職業に特化した学習は行いません。しかし、地域の方を講師として、働くことの意義やその人の生き方の学ぶような取組は行っています。また、中学校においては、職場体験学習の事前指導において、職業についても学んでいます。 これらの活動を推進・充実していくことについては、本計画及び浜田市教育大綱の実現を目指すための実施計画（アクションプラン）としての浜田市教育振興計画に反映させていただきます。(教育部)
45	61 頁 代表的な目標に「自分にはよいところがあると思っている子どもの割合の増加」とあるが、そう思える子どもが増える施策、つまり、自分にはよいところがあると思う子どもが増えるために、市として、学校として、教員として、具体的に取り組む内容を示した上で、数値目標を設定してください。	この目標に対する具体的な取組については、本計画及び浜田市教育大綱の実現を目指すための実施計画（アクションプラン）としての浜田市教育振興計画に反映させていただきます。 具体的には、キャリア教育において各学校が取り組む「キャリア・パスポート」の推進・充実を図ることを通して、子ど

		もの自己有用感を育んでいくことを考えています。(教育部)
46	67 頁 「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画等に沿って、スポーツ施設の適正な整備及び改修を行い、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を維持します」とあるが、サンビレッジ浜田のスケート場が、浜田市のスポーツ施設で唯一、4年間も条例どおりの運営ができていない。計画に「適正な整備及び改修を行う」とあり、指定管理者の募集でも令和4年から5年間、スケート場としての利用を想定している以上、最低でも条例の定める期間、営業できるような改修を行ってください。	サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、設備の老朽化により期間を短縮して営業を行っています。外気温が高い時期には冷凍機に負担がかかり、寿命を縮める懸念があるためです。 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画では令和5年度を目途に用途変更を行う予定ですが、令和3年度及び令和4年度の2か年の利用実績等を踏まえて、令和5年度において計画の見直しの検討を行うこととしています。(教育部)
47	72 頁 「これらの日本遺産の価値を市民で共有し、地域の活性化や観光振興に活かすとともに、それぞれの認定機関(6年間)経過後も、継続して認定されるよう努めます」とあるが、地域の活性化や観光振興に活かす具体的な方法について示すとともに、4年後の数値目標を設定してください。	浜田市の日本遺産は、複数の自治体にある文化財で構成されています。それぞれの広域の協議会が活用事業を行っていますので、市の数値目標は設定していません。市としては、認定が継続されるよう、これらの取り組みを支援しますので、「認定が継続されるよう、活用事業を行う各協議会の支援に取り組みます。」と修正します。(教育部)
48	89 頁 「情報化を推進する市政運営を行うため「浜田市情報化推進計画」を策定します。ついては、この計画を推進し、高度情報化によるシステムやサービスの提供を行います」とあるが、DXにより、市が持っている情報を市民と共有することが進むはず。市の付属機関の会議の動画や議事録を浜田市議会のようにホームページへ掲載する、予算の編成過程を可視化する(予算要求の内容と査定を公開する)といったことについて具体的に示す内容を示した上で、数値目標を設定してください。	浜田市情報化推進計画については、自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)の計画も兼ねており、行政事務の情報化について、可能な限り具体的に数値目標を設定してまいります。 また、市の附属機関の会議については、現在ホームページで会議録等の会議の要旨を公開しております。動画については、運用等検討してまいります。 予算については、予算説明資料において要求概要や査定概要を示しておりますが、令和4年度予算から見直しを行い、よりわかりやすい資料になるよう記載内容を充実することとしています。(地域政策部)(総務部)
49	98 頁 「避難情報や気象情報等の防災情報を市民一人一人が、正確に、素早く、確実に取得できるよう努めます」とあるが、令和3年8月9日、周布川が氾濫危険水位を超えてからの避難指示の発令が遅すぎ、発令したときには氾濫危険水位を60cm以上超え、氾濫開始相当水位に迫っていた。これでは氾濫している中を避難することになる。令和3年8月14日は、氾濫危険水位を超えているのにそれを周	避難情報の発令については、状況を総合的に判断して行っており、当時発令した避難情報についても、適切に発令したと考えております。 一方、防災情報については、適切な内容を、適切なタイミングで、わかりやすく市民に伝える必要があることから、今回の経緯をしっかりと検証し、市民一人ひとりの安全が確保できるよう、引き続き、工夫と改善を図ってまいります。(総

	<p>知せず、警戒レベル 3 高齢者等非難のみを周知している。周布橋が壊れて通行止めになっていることも避難指示のメールに書いていない。「正確に、素早く、確実に取得できるような」措置をとっていないので、原因について調査整理し、課題をはっきりさせて再発防止策を示してください。</p>	<p>務部)</p>
50	<p>100 頁 「二級河川三隅川流域では、既設の御部ダムと建設中の矢原川ダムで洪水調整をすることにより、過去に甚大な浸水被害を受けた三隅市街地を守ります」とあるが、今年も 2 回の洪水の危険が高まり、周布橋が壊れた周布川について触れられていない。周布川の氾濫危機は大長見ダムの洪水調整機能が下流の整備状況に見合っていない多すぎる放流を行っていることが原因とも言える。事実を確認し、周布川についても下流の浸水想定区域の住民の安全を確保する方法を示してください。</p>	<p>周布川は、8/9、8/14 とも氾濫危険水位を超過しており、その原因については、大長見ダムが密接な関係があると認識しています。</p> <p>現在、周布川の水位の低い箇所にお住まいの市民の安全を確保するため、氾濫危険水位へ達しないための方策について、大長見ダムを所管する県と協議をしておりますので、市民の安全を守るための方策について、改めてお示ししたいと考えています。(総務部)</p>
51	<p>137 頁 「協働のまちづくりを推進していくためには、行政の持つ情報を積極的に提供することで、まちづくりへの参画を促していくことが重要です」とあるが、行政の持つ情報については、個人情報等を除き、市民が知ることができなければいけない。特に、市の予算や政策の決定の過程が不透明なことで、様々な計画や施策について、市民感覚とずれた決定がなされている。ワークショップや陳情でも出ている案「公開の会議の会議録、資料はすべてホームページから確認できるようにする」など、具体的な「行政の持つ情報を積極的に提供する方法」を示すとともに、数値目標を設定してください。</p>	<p>市が政策決定を行う過程で、そのプロセスを公表し、広く市民の意見を聞くことは大変有意義であると認識しております。</p> <p>そのため、重要な方針や政策等の決定に当たっては、パブリックコメント等の制度により、プロセスの公表や市民の意見を広く聞くこととしております。</p> <p>現在、政策審議等の庁内会議は、正式決定に至る過程であり、原則非公開としており、会議録の公表はしていません。しかしながら、陳情や議会等で会議録の公開について様々なご意見をいただいておりますので、現在、先進市の事例も参考にしながら、会議要旨の公開等について、検討しております。(総務部)</p>
52	<p>138 頁 「広聴活動では、パブリックコメントをはじめ、意見交換会や各種団体等からの陳情・要望、市長に直接市民の「声」を届けることができる「市長直行便」等を通じて、高度化・多様化する市民の皆さんの声を市政へ反映させる様々な機会を提供することが重要です」とあるが、それぞれの仕組みで市や市長から寄せられた市民の意見や要望について、市がその意見要望を寄せた方に対し、市政へ反映できるのかできないのか返事を返し、反映できない場合はその理由を説</p>	<p>協働のまちづくりを推進し、市民のまちづくりへの参画を促すため、市民への情報提供や分かり易い説明、質問等に対する誠意ある対応等が求められています。</p> <p>パブリックコメントや陳情、市長直行便としていただいたご意見には、市政に反映できるかどうかを検討した上で、できない場合にはその理由も含め、回答しております。</p> <p>ご意見等の内容によっては、予算措置や、市議会又は関係機関等との調整を要</p>

	<p>明するという作業が必要。また、反映するとした場合はいつまでにどうやってという返事も必要。そして、実際に市政に反映できているのかどうかを進捗管理、検証できる仕組みも必要。市民の意見や要望を受けた後、市政に反映する方法、どの程度反映されたのか検証する方法について示すとともに、数値目標を設定してください。</p>	<p>する場合もあります。対応までに一定期間を要する場合には、経過説明等に努めております。</p> <p>陳情や市長直行便等が、どの程度市政に反映されているかの進捗管理等につきましては、現在、担当部署を中心に対応しておりますが、項目や手法等含め、他市の事例などを参考に研究してまいります。(総務部)</p>
53	<p>138頁 効果的な進捗管理として「総合振興計画に掲げる目標の達成状況について浜田市総合振興計画審議会による確認・評価を行い、総合振興計画をPlanとするPDCAサイクルを構築し、効果的な進捗管理を推進します」とあるが、今回示されている総合振興計画(案)をPlanと考えているなら、具体的な方法、求める効果、必要な数値目標、期限が設定されていないものが多く、これをPlanとしてスタートしては、実行したりチェックしても効果は上がらない。スタートする前に、この計画案に必要な改善を行わなければならない。パブリックコメントの意見を受けて、必要な改善を行い、再度提示してください。</p>	<p>パブリックコメントや地域協議会等でもいただいた意見を踏まえ、適宜見直しを行うこととしています。</p> <p>見直した計画(案)については、総合振興計画審議会へお示しし、市への最終答申をいただたく予定です。</p> <p>策定後については、計画に掲げる目標の達成状況について、総合振興計画審議会において、毎年、確認・評価をいただきながら、取組を進めてまいります。(地域政策部)</p>
54	<p>140頁 広報・広聴活動の充実として「市民が求めている情報や施策決定へのプロセス等を分かりやすく効果的に提供するとともに、市民の意見・要望を的確に把握しながら行政運営を行います」とあるが、予算や政策決定のプロセスについて、現在、わかりやすく情報提供していないので、具体的に「対象とする会議や効果的に提供する方法」について示した上で、数値目標を設定してください。</p>	<p>現在、政策審議等の庁内会議は、正式決定に至る過程であり、原則非公開としており、会議録の公表はしていません。しかしながら、陳情や議会等で会議録の公開については様々なご意見をいただいておりますので、先進市の事例も参考にしながら、会議要旨の公開等について、検討しております。</p> <p>予算については、わかりやすいものとするために予算説明資料を作成し、公表しています。</p> <p>議会における予算審査や議会への陳情において、事業目的などをより詳しく記載すべきとの意見をいただいております。令和4年度予算から見直しを行い、よりわかりやすい資料となるよう記載内容を充実することとしています。(総務部)</p>
55	<p>ワークショップや陳情等で出された意見を反映していない計画案となっております。市民の声は聴いただけとなっております。パブリックコメントの意見を受けて必要な修正を行い、再度パブリックコメントの意見募集を行ってください。</p>	<p>これまでの市民委員会等でもいただいたご意見については、真摯に受けとめ、可能な限り計画(案)に反映しながら策定してきたところです。</p> <p>また、反映できなかったご意見についても、その考えについてお示することで、ご理解をいただきながら進めてまいりま</p>

		<p>した。</p> <p>今回のパブリックコメントについても、これまでと同様の対応を行い、計画（案）について意見を踏まえて修正した後、総合振興計画審議会へ諮ることとしていることから、再度のパブリックコメントの実施は予定しておりません。（地域政策部）</p>
56	<p>8/14は、レベル3の警戒対策本部、レベル4の災害対策本部、危機管理対策本部、設置根拠、本部長が避難指示のタイミング、指示前の会議の必要性など、防災課が正確に知らないで判断ミスの連続。「情報が複数ある時は、一番危険な情報をもとに判断する」ことが危機管理の原則。</p> <p>人命に関心がないとしか思えない判断がいたるところでされている。レベル3を超えても、「気象台の予報の水位が下がる」を根拠に「高齢者避難指示」を出さなかった。</p> <p>また、「全員避難指示」を出すべき「レベル4」を超えても、間違えて「レベル3の高齢者避難指示」を出してしまった。更に、周布橋が折れているのに、本部長（久保田市長）が他の用事（同窓会）で外出していた。「レベル4」を超えた20分後に開かれた会議で、間違えて「レベル3の高齢者避難指示」をした。</p> <p>久保田市長が自宅にいて指示を出すのはおかしい。対策本部に詰めるべき。災害時に自宅で対応できるなら、毎日の業務こそ自宅でも対応できるということか？</p> <p>5年前の凍結災害時には、県を通して自衛隊呼んだにもかかわらず、本部長（久保田市長）は会わずに出張にでかけた。</p> <p>これらのことが起きないように、消防に参加してもらい全面見直しをするとか、具体的な国のルールに従った定め、機能する定めを作成しなおすべきである。</p>	<p>避難情報の発令については、水位の相当情報だけでなく、上流の雨の状況、現地の状況、今後の雨の見込みなど、総合的に判断して行いました。</p> <p>8/14は、市民の夜間の避難を避けるため、15時時点で、レベル3の高齢者等避難を発令し、その後、水位の急激な上昇等変化があった場合は、避難指示を発令することとしました。</p> <p>15時以降も、水位は緩やかに上昇し、19時20分から20時40分の間、最高の3.32mまで上昇しましたが、その後、下降傾向となり、氾濫することなく、23時50分に氾濫危険水位を下回りました。</p> <p>救急・消防といった日々の災害に消防は対応しており、判断の機敏性や危機への意識など、行政職員には到底真似できない部分が多くあることはご指摘のとおりでありますので、災害での体制の整備については、今後の検討課題の一つであると考えています。（総務部）（消防本部）</p>
57	<p>人口減少の影響について「人口減少が問題」という書き方でほんとうの問題に落とし込んでない。「人口減少」が引き起こす「何が問題か？」を見える化しないと、手を付けるべきものが明確にならない。</p> <p>人口減少により企業が減り、労働人口が減ると、バランスはとれ、医師不足も</p>	<p>人口減少による影響については、3頁の「浜田市を取り巻く情勢の変化」の中で、労働人口の減少や域活動の担い手不足、集落そのものの存続などについて挙げています。</p> <p>人口減少による個別の影響につきましては、個別計画の中で検討してまいります。（地域政策部）</p>

	<p>解消する。</p> <p>少子化や出生数の減少は、保育士不足を解消する。</p> <p>また、人口減少しているからこそ過疎債が利用できる。</p> <p>人口減少の問題を細分化、深堀をし、各部、各課でどういう計画を立てるかまで、落とし込むべきだ。</p>	
58	<p>人口を増やす、人口減を抑えるより今いる人のサービスを高める方が優先だ。</p>	<p>人口が少ない中での持続可能なまちづくりの視点も重要だと考えており、市民や地域活動団体との協働のまちづくりの推進による持続可能な社会の実現に向けた取組も必要と考えており、この度の計画では、今、浜田市に住んでいる市民のみなさんに、「住んでよかった」と思っただけの施策を展開していくこととしています。(地域政策部)</p>
59	<p>家庭保育について、深堀して欲しい。</p> <p>市単位でも、3歳未満は1人当たり月5万円の手当を出してもコストは増えない。子供が二人いれば月10万円の手当になる。何年間かの試行でも良いのではないか？</p>	<p>家庭保育への手当については、新たな財政負担となりますので、少子化対策に有効な施策を検討する中で、優先的に行うべき支援かどうか検討してまいります。(健康福祉部)</p>
60	<p>学校給食は無料化でも良いのではないか？所得の多い家庭も対象になるが、そもそも所得の多い家庭は、税金を多く払っているので、バランスはとれ、所得チェックの手間も省けるので全員に無料化すればいい。</p>	<p>子育て支援策として給食費の無償化を実施している自治体はありますが、浜田市としては、給食費は受益者が負担すべきと考えており、無償化の考えは現時点ではありません。就学援助制度により、支援が必要と考える要保護・準要保護世帯については、給食費の援助により経済的支援をしています。(教育部)</p>
61	<p>県や、国がやっているように道路の危険状態の連絡システム（電話、メール、写真添付）を作れば、巡回に出かけることなく情報が入る。巡回と合わせればかなり効果的。</p>	<p>危険箇所の通報は、平日は維持管理課に、休日は宿直に連絡していただければ随時対応してまいります。(都市建設部)</p>
62	<p>情報公開の世の中で、浜田市では、自分の窓口の用事でも録音が禁止された。</p> <p>非常に不便で、すべてメモしなければならぬし「言った言わない」になることが多くなる。</p> <p>録音できなくなってから、職員さんがいい加減な対応になった。</p> <p>やはり、録音制度をせめて許可制にしてもらわないと、お互いに、不正確になり、時間もかかり、良いことは1つも無い。録音禁止制度を変更して欲しい。</p>	<p>窓口対応については、適切な対応に努めるとともに、録音については、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。(総務部)</p>
63	<p>職員の処分について、退職届が出ても、処分が確定するまで預かりにすることを</p>	<p>通常、職員から退職の申出があった場合は、特に支障がない限り承認しますが、</p>

	<p>明確にする。そうしないと、トップの胸先三寸で、処分前に退職が可能になり処分の不公平が出る。</p>	<p>その職員に懲戒免職等の処分に付することが適当な非違行為がある場合は、これを留保し、承認しないで懲戒免職を行い、又は必要な処分を行ってから退職を承認する流れになります。</p> <p>これは、国に準じた流れであり、浜田市も同様でありますので、退職願が「預かりになる」「預かりにならない」といった判断が恣意的に行われることはありません。(総務部)</p>
64	<p>指定管理の審査員の選定、プレゼン後の選考過程が不明朗である。ブラックボックスの中にある。</p> <p>選考過程が明確なるようにするか、選考に不服がある場合、審査委員は対応しなければならないようにすべきだ。不自然な結果でも、何の救済措置も無いことは、ルールがおかしいとしか言いようがない。</p>	<p>選定結果の通知にあたり、候補者として選定しなかった場合には、その理由を記載しています。</p> <p>指定管理者の候補者については、選定委員会の意見を踏まえ、施設所管課において選定しています。選考過程に係る説明責任が果たせるよう引き続き努めてまいります。(総務部)</p>
65	<p>子育て支援について</p> <p>子育て支援に係る計画案の中に「障がい児・医療的ケア児・不登校・虐待等を受けている子」についての方針や施策・記載がないことは問題であるとする。</p> <p>生きづらさを抱える子どもや家族でも安心して健やかに暮らせる浜田であれば、その他の人にとっても暮らしやすい場所・地域になると考える。生きづらさを抱える子どもたちは他の子どもたちのやさしさを引き出す存在にもなる。彼らの存在を認知しないかのような施策では、誰にでも暮らしやすい浜田市にはならない。</p> <p>子育て支援に係る計画の中に「障がい児・医療的ケア児・不登校・虐待等を受けている子」について言及していただきたい。その上で、私は誰にでも暮らしやすい浜田市になってほしいと考えている。</p>	<p>全ての子どもが健やかに成長し、発育できるように、また安心して子育てができるように支援を推進しています。その中でも、より支援を必要とする子どもや保護者に対しては、アセスメントを行い、関係機関と連携し、個々の状況に沿った支援を行っています。具体的な事業計画については、「子ども・子育て支援事業計画」において策定し取り組んでいます。(健康福祉部)</p>
66	<p>共生社会について</p> <p>具体的に施策をたてて向かうべき。</p> <p>「地域生活支援事業」などというあいまいな表現しか記載されていないことが問題。障がい児者・障がい認定を受けていない狭間の人々への支援を含んだ記述にするべきと考える。また、代表的な目標として「手話通訳」に関してしか記載されておらず非常に不安を感じる。</p> <p>私自身、共生社会への取り組みの実践</p>	<p>「共生する社会の実現」は、特定の施策の実施のみでは困難であり、市全体で総合的に取り組む必要があると考えます。障がいのある人もない人も共に暮らせる社会の実現にあたっては、相互理解が不可欠であり、お互いにコミュニケーションを取り合うことが重要となります。</p> <p>そのことを踏まえ、国県から補助を受け、障がいのある方が住み慣れた地域で暮らすための必要な事業として市が実施</p>

	<p>者として共生型デイサービスを運営している。その中では、弱さや生きづらさを抱える方の存在が周りにいる人のやさしさを引き出すことで人と人とのあたたかな関わりが生まれて双方が人間的な成熟度を増しどんどん素敵になっていく、という現場を日々目の当たりにしている。</p> <p>当市では、協働のまちづくりも始まり、国レベルでは「医療的ケア児～」の法案も可決施行が決まり、時代の波も共生社会に向かっている。浜田のまちづくりの中心に「共生」という考え方がしっかりと根付けば自ずと一人一人に笑顔が増え、浜田はより一層輝くと考えられる。</p> <p>しかし、現行の振興計画案では、「共生」という言葉が上辺だけのものになっており何の行動にもつながらず、変化のない4年間で過ぎてしまうことは明白である。陰で辛い思いをしている市民が増え、今生きづらさを抱える市民の苦しみを少しでも楽にする施策が早急に必要。市は実態も把握できておらず、目の前の苦しみは氷山の一角である。浜田で子どもや人が増えず衰退の一途をたどっている現状に歯止めをかけるためにも障がい児者についての支援計画を載せることが必要。</p> <p>人口減少している浜田にとって、【今いる住民・浜田で生まれたすべての子どもは「宝」】といえる。大切にしたい。「子どもを産めばお金がもらえる」のではなく子供が成長する過程で必要な費用（就学にかかる費用など）を減らしたり・奨学金を出すといった制度の方が必要だと考える。そうすることによって、浜田が安心して暮らせる場所となり輝きいきいきと人が集まるまち、人口が増えるまちに変わることにつながると考える。</p>	<p>する「地域生活支援事業」の中の重要なメニューの一つ、手話通訳奉仕員の養成数を目指数値としております。</p> <p>「地域生活支援事業」には、他にも住居に関する支援を行う居住サポート事業や余暇時等の移動を支援する移動支援事業、日常生活に必要な用具の購入を補助する日常生活用具給付事業など、障がいのある方が地域で快適に暮らすための支援メニューをご用意しています。</p> <p>また、「共生する社会の実現」にあたりましては、市民の皆さんの障がいに対する理解が必要不可欠であると考えておりますので、「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることが出来るまちづくり条例」に基づいた啓発活動等を実施するなどし、浜田市に「共生」の理念が根付くよう、取り組んでまいります。(健康福祉部)</p>
67	<p>こころの健康づくりの推進について</p> <p>子ども、若者、高齢者、引きこもり、引きこもり状態の方、グリーフ(悲嘆)を抱える方への手厚い支援不足等により苦しんでいる人はかなりの数いる。</p> <p>本人だけでなく支える立場にある家族や近所の方等にとってもどう手を差し伸べたらよいのか分からないまま月日が経ち追い込まれていくという現状がある。</p> <p>当人にとっても周りの人にとっても支援の方法があることは必須である。</p>	<p>ご指摘のとおり「ひきこもり」への取り組みは重要と考え、現在も庁内各課や関係機関と連携をして相談対応をしておりますので、計画47頁の「4心の健康づくりの推進」に記載いたします。(健康福祉部)</p>

	<p>よって、施策の中に「引きこもり」に関する記述を盛り込むべきである。すぐに解決する問題ではないが、目を向け続ける必要があり、浜田市として早急にしっかりした取り組みを始めなければならない。</p>	
68	<p>慢性期医療の受け皿を市内に、病床拡充を求める。</p> <p>現在、浜田市内の医療は、急性期病院の中核として浜田医療センターがある。</p> <p>一方、慢性期医療の受け皿となる「介護医療院」は島田病院のみである。他市や県外の「介護医療院」を利用せざる得ない市民も多い。</p> <p>是非、市内に「介護医療院」の拡充を行うべきと考える。</p>	<p>医療保険制度改革に伴い、介護療養病床等の転換として、新たに介護医療院の設置が打ち出されました。(平成30年度)</p> <p>この介護医療院の設置基準は転換の場合は基準緩和されていますが、新設の場合は施設基準も厳しく、医師や看護師等の確保して行くことが、容易には行えない状況です。浜田圏域においては、第8期の介護保険事業計画において、「介護医療院整備」として、まずはR3.5.1から「殿町介護医療院」の6床増床を行いました。</p> <p>このように「介護医療院」の整備については、介護保険事業計画の中で検討されていきますので、浜田市</p> <p>単独での拡充は困難と思われれます。</p> <p>浜田市の現状・取組としては、2ヶ所の医療療養病床で、フォローをしていただいているところです。また、「県外流失」の課題や第8期の介護保険事業計画の目標に「転々とししない療養先」とし、「在宅医療・介護連携事業」として医療センター・医師会等医療機関及び介護保険事業所等関係機関において、取組を進めているところです。(健康福祉部)</p>
69	<p>在宅療養を進めるために往診医の拡充計画策定を求める。</p> <p>現在、浜田市内の医療は、急性期病院の中核として浜田医療センターがある。</p> <p>一方、慢性期医療の受け皿となる「介護医療院」は島田病院のみである。</p> <p>他の方法として、「在宅療養」があるが、その要となる往診医が不足していると考え。浜田市として往診医の拡充を数値目標を掲げ計画策定をすべきと考える。</p>	<p>「在宅療養」は、外来受診が突発的な病状変化により出来ない場合に対応される「往診」と、外来受診が困難な状況である為、計画的な医療サービスを行う「訪問診療」により支えていただいているところです。</p> <p>先程の「6」でも触れましたように、「地域包括ケア」の推進として「切れ目のない在宅医療と介護連携」を推進することで、「高齢者等が住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことのできるまちづくり」を目指して事業展開をしています。</p> <p>その中で「在宅医療・介護の連携強化」や「認知症になっても暮らしやすい地域づくり」を進めているところで、この事業に関心やご協力を頂く医師会や医療センターの先生方も増え、「勉強会」等にも10数名の医師が毎回参加いただいています。</p>

		<p>ただ、「訪問診療」を数値化で計画設定することは、行政機関で出来ることではありません。医師会の先生方の中は70数名の訪問診療を行っている先生もおられれば、色々な状況から1~2人でも対応して頂いている先生もおられるなかで、市行政として目指すことは、地域包括ケアの理念に賛同いただき協力体制を構築することだと考えるからです。(健康福祉部)</p>
70	<p>食生活改善推進員育成事業の充実を求める。</p> <p>現在、食生活改善推進員育成事業は、隔年で、旧浜田市内のみで実施と聞く。</p> <p>その受講者も10名以下とのこと。現推進員の高齢化も問題である。</p> <p>育成事業の頻度、開催場所、開催方法を改善し、広く市民が参加し易いように計画すべきと考える。</p> <p>具体的には、頻度は半年おき。開催場所は各自治区ごと。勤労者も参加し易いように、開催日を日曜にしたり、夜間の時間にしてはどうか。</p>	<p>食生活改善推進員養成講座については第3次健康増進計画において、新規会員を増やすことを目標として掲げ、2年に1回養成講座を開催しています。今年度の養成講座は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から参加人数を制限し実施しました。合併後の養成者講座を修了者は180名です。</p> <p>食生活改善推進員養成講座には、20時間(約6日)という規定があり、各地域で実施した場合、各地域で受講人数を集めるのが困難であることから、浜田地域1会場で実施してきた経過があります。また、多くの講師の対応が必要なために日曜や夜間の開催も困難です。</p> <p>今後の実施については、「ポイント制」も可能となったため、各地域で実施している健康づくり講座を養成講座の一講座としたり、どの地域からも参加しやすいリモートによる参加などを検討中です。(健康福祉部)</p>
71	<p>介護予防事業の内、総合事業のB型からD型の実施目標を松江市の様に具体的に数値目標とすべきである。</p> <p>現在の浜田市では、国が定めた総合事業の内B型からD型は、一切存在しない。松江市はB型だけで26団体。令和3年度中に30団体を目指す数値目標を定めている。この制度はすでに国が定めた時点より7年間が過ぎている。</p> <p>県下でも、総合事業B型からD型について一切の取り組み無し。計画も無い自治体は無い。最適の取り組みと言わざるを得ない。このたびの計画では、総合事業B型からD型について、具体的に数値目標を掲げ、本気で取り組むべきである。</p>	<p>サービスBCDの利用対象者は、要支援1、2又はチェックリストによる事業対象者に限定されることから、事業実施は困難となっています。</p> <p>ご意見では通所型サービスBについてのご指摘をいただいておりますが、浜田市ではこれに代わる活動として、住民主体の通いの場、サロンにおける百歳体操を中心とした介護予防活動を、一般介護予防事業の位置づけで実施しております。だれでも参加できる自由度の高い活動として着実に参加者数や効果が上がっておりますので、引き続き一般介護予防事業による支援に重点を置くこととし、通所型Bに対する数値目標設定は行っておりません。</p> <p>なお、本計画は本市最上位の基本計画にあたりますので、サービスBCDの実施などの具体的計画については、浜田市高</p>

		<p>年齢者福祉計画において検討する内容であることをご理解ください。(健康福祉部)</p>
72	<p>致命的設計ミスの新病児・病後児保育所の建て替え工事を行い、最大限の二次感染予防を図り、子どもの命、健康を守るべきである。</p> <p>令和4年1月スタート予定の新病児・病後児保育室は、二次感染予防上、致命的な設計ミスがある。議会の陳情では、執行部答弁として「他市を参考にしたので問題ない」とした。しかし、実際に参考にした他市の病児保育室では、すべてが、隔離室に専用トイレが設置されていた。つまり浜田市は、「他市を参考にせず、あえて隔離室にトイレを置かず、トイレを共用とした」という事が事実である。またそのように設計した理由を「予算上の都合」とも答弁した。</p> <p>7億円以上かかる歴史資料館に回す予算はあり、病児の命や健康を守る予算は無いと、浜田市は言うのか。子どもの命・健康より歴史資料館の方が、重要と考えるのか。根本的に予算配分の優先順位を間違えていると思う。</p> <p>散々、市民に迷惑をかけた病児保育事業を再開するのであるから、その施設も他市に誇れる病児保育に最適な施設に創り直して欲しい。</p>	<p>設計段階において、全ての部屋にトイレを設置する案も検討しましたが、費用が高額になること、各部屋にトイレを設置すると部屋がかなり狭くなること、感染対策を徹底することでリスクを下げられると考えたこと、日中過ごす部屋が広く快適なほうが望ましいと考えたこと等により、トイレを共用とする案を採用しています。</p> <p>感染力の強い状態の子どもについては、トイレに隣接した部屋で保育する、使用する便器を決めておく、トイレは使用の都度消毒するのは当然のことですが、手洗いの徹底、換気など、最大限の感染対策をするということで感染リスクは下げられると考えておりますので、指定管理者や指導医と相談しながら、適切に運用していきたいと思っております。(健康福祉部)</p>
73	<p>浜田市基幹相談センターを中心に相談支援体制を一層充実するとしているが、最低限のパンフレットも作成しておらず、相談業務の体を成していない。早急に一目瞭然のパンフレットを作成すべきである。</p> <p>現在の浜田市では、「障害者手帳」取得時に、A4数ページのチラシを渡される。そこには障害者手帳で受けられるサービスが、漫然と記載されているのみ。</p> <p>市民が具体的に障害区分や障害等級を前提に、どのサービスが受けられるのか窓口の職員に尋ねても即答出来ないでいる。結果、障害者手帳を取得しても自分はどんなサービスが利用できるのか市民は一切わからない状態である。</p> <p>他市では、障害等級・障害区分とサービスを表にし、一目瞭然で、どの福祉サービスを利用できるかわかるパンフレットが存在している。ホームページでも確認出来る。</p>	<p>浜田市基幹相談支援センターのパンフレットにつきましては、センターの電話回線の新設工事が業者の事情により遅れており、専用電話番号が未だ附番されていないことから、発行が遅れており深くお詫び申し上げます。電話番号が確定次第、発行・提供させていただきます。</p> <p>障がい福祉サービスのパンフレットにつきましては、利用出来るサービスや事業所等を一覧で掲載した「障がい福祉サービス利用ガイド」を発行しており、窓口での配付の他、市のHPにも掲載しております。来庁していただいた際に、説明や案内が不十分であったことについて、深くお詫びいたします。</p> <p>窓口の対応については貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。今後はいただいたご意見をもとに、市民の皆さんへの丁寧な説明と、窓口対応の資質向上に努めてまいります。(健康福祉部)</p>

	<p>障害者自身が、どのようなサービスを利用できるかの確に明確に示せるように先の様なパンフレットを早急に作成すべきである。</p> <p>二度と担当職員が、「わかりません」と対応しないようにすることから始めなければならない。いろはのいである。</p> <p>相談支援体制の充実のスタートから見直しすべきである。</p>	
--	---	--

○パブコメNo.7-1～7-89 に対する回答（総合振興計画の回答）

【市の考え方】（歴史文化保存展示施設について）

歴史文化保存展示施設は、歴史文化の保存と継承、ふるさと郷育、市民や観光客との交流を目的とした拠点施設になるものです。

こうした機能を求められる浜田郷土資料館は築 60 年以上が経過し、狭隘で老朽化が進み整備が必要な状況にあることから、建替え整備の検討を進め、令和元年9月には、(仮称)浜田歴史資料館検討会から「整備の方向性には大半の委員が賛同」とのご意見をいただきました。

その後、令和2年3月議会において専門検討委員会設置の承認をいただき、展示内容や活用方法について検討を進めてきました。

今後、こうした検討結果を市民の皆さんにご説明し、改めてご意見をお聞きしたいと思えます。

(教育部)

「第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画（案）」に対するパブリックコメントに提出された意見に対する市の考え方（補足説明）

No.	ご意見の概要	浜田市の考え方	補足説明（令和4年1月現在）
8	<p>市民の健康、スポーツの推進について、スケート場が今年も条例どおりオープンされない。市の指定管理施設で、設備の故障が原因で何年も条例どおりの期間運用できていないのはスケート場だけである。大規模修繕でなくても、せめて条例どおりの期間、市民が利用できるように改善していただきたい。</p>	<p>サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、設備の老朽化により期間を短縮して営業を行っています。外気温が高い時期には冷凍機に負担がかかり、寿命を縮める懸念があるためです。浜田市スポーツ施設再配置・整備計画では令和5年度を目途に用途変更を行う予定ですが、令和3年度及び令和4年度の2か年の利用実績等を踏まえて、令和5年度において計画の見直しの検討を行うこととしています。（教育部）</p>	<p>サン・ビレッジ浜田アイススケート場については、令和3年4月の陳情を受けて、市外から人を呼び込む施設としての活用の検討を併せて行います。</p>
18	<p>市民の健康、スポーツの推進について、スケート場が今年も条例どおりオープンされない。市の指定管理施設で、設備の故障が原因で何年も条例どおりの期間運用できていないのはスケート場だけである。大規模修繕でなくても、せめて条例どおりの期間、市民が利用できるように改善していただきたい。</p>	<p>サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、設備の老朽化により期間を短縮して営業を行っています。外気温が高い時期には冷凍機に負担がかかり、寿命を縮める懸念があるためです。浜田市スポーツ施設再配置・整備計画では令和5年度を目途に用途変更を行う予定ですが、令和3年度及び令和4年度の2か年の利用実績等を踏まえて、令和5年度において計画の見直しの検討を行うこととしています。（教育部）</p>	<p>サン・ビレッジ浜田アイススケート場については、令和3年4月の陳情を受けて、市外から人を呼び込む施設としての活用の検討を併せて行います。</p>
46	<p>67頁 「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画等に沿って、スポーツ施設の適正な整備及び改修を行い、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を維持します」とあるが、サンビレッジ浜田のスケート場が、浜田市のスポーツ施設で唯一、4年間も条例どおりの運営ができていない。計画に「適正な整備及び改修を行う」とあり、指定管理者の募集でも令和4年から5年間、スケート場としての利用を想定している以上、最低でも条例の定める期間、営業できるような改修を行ってください。</p>	<p>サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、設備の老朽化により期間を短縮して営業を行っています。外気温が高い時期には冷凍機に負担がかかり、寿命を縮める懸念があるためです。浜田市スポーツ施設再配置・整備計画では令和5年度を目途に用途変更を行う予定ですが、令和3年度及び令和4年度の2か年の利用実績等を踏まえて、令和5年度において計画の見直しの検討を行うこととしています。（教育部）</p>	<p>サン・ビレッジ浜田アイススケート場については、令和3年4月の陳情を受けて、市外から人を呼び込む施設としての活用の検討を併せて行います。</p>